

NO!! 不法就労

外国人労働者と共に働くために大事な事を覚えておきましょう

例えば、正規に受け入れている実習生の友人等だからといって信用し、在留資格や期限を確認せず、雇用すると不法就労に該当する可能性があります。

< 不法就労の3つのケース >

① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

例) 在留期限の切れた人が働く

退去強制されることが既に決まっている人が働く

② 就労できる在留資格を有していない外国人で、出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

例) 観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く

留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

③ 外国人が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働く

例) コックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く

留学生が許可された時間数を超えて働く

外国人を雇用する際の身分確認方法

① 出入国在留管理庁が公開している在留カード等読み取りアプリケーションを利用して、本物の在留カードであるか確認して下さい。

※ ICチップの確認画面を偽造されたものが存在しますので、必ず、在留カード実物のICチップを直接確認して下さい。

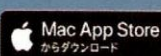
② 在留カードの顔写真と面接に来た方が同一人物かの確認をして下さい。

不法滞在者や就労資格のない外国人を雇用したり、斡旋した場合などは不法就労助長（3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金）という重い刑罰が科せられます。

この罪は、不法滞在者であることを知りながら雇った場合だけでなく、在留資格等の確認を十分に行わなかった場合も処罰の対象になります。

アプリの入手はこちらから

Windows/Mac版



iPhone版



Android版



群馬県警察本部 (027-243-0110 担当: 警備部外事課)
J A グループ群馬 (027-220-2563 担当: 農協交対協)

